
特集 つくられる地域, こわされる地域

外交と地域

東アジア外交史からの「地域」像

**Area on the Diplomatic Phase :
A Consideration about Area Setting on Diplomatic Phase ;
A Preliminary Note about East Asia Modern Diplomacy**

川島 真*

KAWASHIMA Shin

キーワード：外交と地域, 国家と地域, 変動する境界, 創出される地域, 重層的外交圏

KEY WORDS: area on diplomatic phase, nation and area, changeable border, created area, hybrid diplomacy

This article considers on the concept of “area”, on the diplomatic phase. In so-called Imperial Era, borders were changeable, and sometimes vague especially in Asia and Africa, because powers always intend to expand their own land and resources.

On the 1st chapter, we consider on the transition of concept of Japanese “Sina” in terms of the relation between China and Japan. Japanese Foreign Ministry adjusted the meaning of “Sina” on behalf of national interest on diplomatic phase, and the concept, authorized by Foreign Ministry, prevailed to all the nations through the media and education system.

On the 2nd chapter, we consider about the concept of area on a negotiation of so-called 21 articles in 1915. Japan insisted that her special interests were proposed on “South Manchuria” and “East Mongolia”. But Chinese government did never received this area concept. On the negotiation between China-and-Japan diplomats, Chinese diplomat prepared a lot of historical “testimonies” to protect with this area setting. But Japanese side intended to keep the area concepts being vague as it were, and these areas were set as imagined parts of Japan.

Also on the 2nd chapter, we consider a case of diplomatic area concept of the Canton Government in 1917-1926. Canton Government’s diplomacy, in terms of its diplomatic dimensions, was polyphonic ; whole China, southern-west district, and the government’s own region, Canton, which means that the government every time selected the most suitable one among those three dimensions according to situations.

*北海道大学大学院法学研究科助教授 Associate Professor, Hokkaido University

はじめに：外交と地域

「外交と地域」という課題設定には無理があるかもしれない。

いま学界で語られる「地域」は、ディシプリンによってそのイメージが異なるほど、多様な姿を見せている。歴史学で言う「地域」と、地方自治論での「地域」、そして国際政治での「地域」は、根本的には同じところから出発しているのかもしれないが、結果としては異なる像を結んでいる。そして「地域研究」という語も、それぞれの地域観を反映して多義語化し、その像も、方法論も多様化しているように感じる。たとえば、地域を固定して、その中身を解明しようというスタイルもあれば、むしろ地域像そのものを重層的に浮かびあがらせることを目標とするスタイルもあるようである。

歴史学、特にアジア史においては、「地域」は「海域」とともに、国家史を相対化するための一つの枠組みであった。そして、この空間を切り取る概念としての「地域」論に、個々の「地域」を繋げる概念としての「ネットワーク」論が加わり、「多様で」「重層的な」地域史像が描かれるようになった。そして、「交易圏」「域圏」などといった用語も加わり、議論そのものも重層化してきている。こうした傾向は、たとえば山川出版社の《地域の世界史》シリーズ全12巻などにもみられる*1。この《地域の世界史》シリーズでは、社会経済史的な文脈で「地域」や「海域」が語られることが多い東アジア史的な文脈を超え、「生態」「とき」「支配」などの異なる側面が加えられている*2。

このような多様な地域像が提供されると、その多様さに助けられて政治史や外交史研究が地域史を語る契機が生まれてくる。地域の切り取られかた、あるいは形成のされかたには様々な要因があるが、そこには、支配や統合、あるいは一種の権力が強く絡むことがある。この点は特に近代における地域を考えるときには重要であろう。

歴史学における「地域史」論は、国家史を相対化することから出発したかもしれない。だが、これが近代を捨象し、国家や政治あるいは行政などの接点をもつことを忌避し、近代性の中にある「地域」、国家や権力の創出する「地域」を議論しなければ、この議論はいつまでも国家史に対するアンチテーゼにとどまるだろう。他方、これは特に外交史の話になるが、生活や信仰、あるいは住民の意思によって形成されている地域が、政治や外交の単位としての近代主権国家の設定する境界と重ならないとき、地域の側が何かしらの代表機関をとおして実質的な対外関係を取り結ぶということも考えられる。この方向性は、多様で柔軟な外交や国際関係像を考える際に多くの示唆を与えてくれる*3。つまり、過度に国家や近代をさけることも、一方で国家や近代を無前提にうけいれることも、ともにバランスを欠いた視点ではないかと筆者は考えているのである。

* 1 たとえば〔濱下・川北 2000〕。

* 2 これに対し、本シリーズは本来マルチディシプリンであるはずの地域研究を、歴史学という単独のディシプリンの下に押し込めてしまっているという要を得た批判がある。桜井〔1997〕参照。

* 3 〔高田 1998〕。

本稿では、20世紀前半の東アジア外交において「地域」がどのような位相を見せていたかを論じてみたい。20世紀前半の東アジアでは、政治や外交によって絶えず境界が移動していた。政治外交的な境界がある程度固定化され、その上で人の移動や商業関係などの面で国家を超える枠組みが想定される現在と、人の移動や商業関係、あるいは様々な統合の契機を包摂していこうと境界が絶えず動く中で国家が前面に出ていた20世紀前半とは言説の位相が異なることは明らかである。だが、このような20世紀前半の「地域」のあり方が政治や外交の場における「国家」以外のアクターの出現が期待されている現況に、少しでも示唆が与えられればと考えている。そこでI章では、まず一種の歴史過程を具体的に検討するために「支那」をめぐる中日交渉を扱い、またII章では歴史過程というよりも、問題提起的に「外交と地域」に関する幾つかの論点を提示してみたい。

I. 国家名称をめぐる外交——「支那」をめぐる日中交渉史

1. 国名地名をめぐる秩序形成

国際社会は様々な規範の上に成立している。これは国家の成立と同様、様々なかたちでつくられた規範の上に「虚構」としての秩序が成立しているということである。これらの規範は、非常に合理的に、または機械的に確立されることもあるが、一方で様々な利権の調整や覇権国の思惑がそのまま反映されることがある。「地名標記」「国号」もまたそういった国際社会における規範のひとつである。たとえば世界地図に記されるような地名は、19世紀からの万国地理会議などにより、欧米主導下に確定されていった。日本周辺では、たとえば朝鮮海・日本海・東海など様々な呼称のあった海が、日本の覇権の下に「日本海」と定められるなど、日本の影響が色濃く反映されていた*4。これは単に呼称の問題にとどまらず、地域設定そのものにおける権力性を反映していた。

他方、国名については、国家元首称号とともに各国家の独自の裁量権が強かったものの、それでも国際社会における認知が必要であった*5。日本についていえば、国号が「大日本国」、その外国語標記が「ジャパン」「ジャポン」、そして元首称号が「皇帝」（天皇ではない）、その外国語標記は当初は諸外国から認められず「ミカド」と称したが、最終的には「エンペラー」となった*6。

外交という場における国家名称には、正式名称／簡略名称／地理名称の三つがある。(大) 中華民国／中国・中華／中国といった具合である。本章では、戦前期の日本の対中呼称政策を中心にして、「支那」呼称問題をめぐる日中交渉をみていくが*7、議論を進める前提として19世紀前半の状況について触れておきたい。

* 4 万国地理会議と外交の関係については、「万国地理会議一件」（日本外務省保存記録，2.9.1-1）に詳しい。

* 5 たとえば日本の天皇が、英語標記で emperor として通用するようになるには欧米諸国の認知が必要であり、それまでは mikado などと称されていた。山口〔1995〕等参照。

* 6 だが1934年、外務省は国内各方面からの圧迫に屈するかたちで国号を「大日本帝国」（ニホンあるいはニッポン）に、元首称号を「天皇」（エンペラー）に改めている。長谷川〔1992〕参照。

この時期、東アジア諸国間の国家や地域表記は統一化されていたわけではなかった。それぞれの主体が、自らの地域観や国際秩序観に則って地域の呼称を用いていた。むしろ、朝貢関連の文書では共通の「場」が形成されていた。しかし、中国だけは王朝として、あるいは天朝としてその「場」に加わっており、たとえば中国の正式名称が何かということになると説明し難い状況にあったろう。中国が自らその外交文書で「中国」を頻繁に使用するようになるのは、19世紀の後半になってからである*⁸。

19世紀半ば、『海国図志』にみられるように、東アジアの開港場の知識人等が多くの世界地理書を出版して世界各国の国名や地域の漢訳を示し、他方で中国が各国と条約を結び、条約文中で正式国名を確定していったことは、東アジアにおいて世界の国家名称や地域名称を決定することに大きな意義をもった*⁹。だが、たとえば日本の「中国」に対する呼称について、既に長崎の蘭学者らの間で「支那」が使用されていたが、外交レベルでは「清国」が使用されていたように、地名や国名が統一的に使用されていたわけではなかった*¹⁰。

これまでの諸研究が指摘しているように、日本は対欧米外交と対東アジア外交を区別していた。日本は中国の強い影響力から逃れるために「近代」を模索していったが、一方で域内の国際秩序を利用しながら地位の向上をはかっていた*¹¹。清を清国と呼び、また自らを清と対等な日本として朝鮮や琉球よりも上位に置こうとする姿勢がそこにはあった。これは一種の「脱華」、清を中心とする地域観、国際秩序観への挑戦を意味していた。

2. 外交の場における「支那」の公式採用

1900年代初頭になると中国から多くの留学生が訪日した。この時期の在日留学生の一部が「支那」という語を使用して雑誌を刊行していたのは広く知られているが、これは清という国号の使用を避けるためでもある。黄遵憲『日本国志』や梁啓超『中国史大全』も、「中国には国名がない」という今からみれば矛盾しているような表現を残している。「中国」を国名として認識することは一般的ではなかったのである。「大清（帝国）」という正

* 7 国家間の呼称に関する先行研究は管見のかぎり多くない。だが、日本の国家称号については前掲長谷川論文や山口論文がある。また、「支那」については、日本外交文書を使用しながらこの呼称を採用した駐華公使・伊集院彦吉に注目した、野澤 [1995]、概括的に対中称号問題を論じた佐藤 [1981]、そして日中双方の外交文書から戦前期全体を扱った、拙稿 [川島 1995] がある。本稿はこの拙稿を基礎としている。

* 8 中国の外交文書における国号問題については、拙稿 [川島 1997a] 参照。むしろ、「中国」という国名の淵源については中国や台湾で多くの研究がある [李震 1986]、[王 1977]。

* 9 たとえばアメリカ「合衆国」という奇妙な訳も、1840年代に中国で使用されはじめ、望厦条約で確定されたものが日本に伝わったものである。拙稿 [川島 1996] 参照。

* 10 本来、王朝である清に「国」を付するのはおかしいことだが、英国や米国と並称する意味、そして日本国と対等にする意味もあって「清国」を使用した。清も19世紀後半には自ら清国と名乗ることもあった。

* 11 濱下 [1994] 参照。

式国号に対して、略式国号を「清」とするわけにもいかず、何が略式国号かという点に関するコンセンサスが得られていなかったということであろう。

1912年に中華民国が成立したことは、こうした状況に一石を投じることになった。1912年2月に宣統帝が退位すると、各国は清の継承政権である中華民国に政府承認を与えるかどうかについて様々な調整をおこなった。日本は、1913年の秋になってようやく承認するのだが、「支那共和国」称号が採用されたのは、まさにこの一年間であった。1913（大正2）年5月19日、駐華公使・伊集院彦吉は牧野伸顯外相に、中華民国政府承認を与えるまでの間、「清」という語と無関係な「支那」という地理的呼称を公文書中の「御国」（＝貴国）の代わりに使用することを稟請した^{*12}。伊集院の挙げている理由は三点である。(1)同文国では王朝の交代ごとに国号呼称を変更するものの、欧米各国ではチャイナなどで一貫している。(2)政局を見るにこれから数回政権が代わることが予想され、そのつど国号呼称を変更するのは不便である。(3)日本ではチャイナに比定される語として「支那」が用いられてきた。伊集院の主張は、中国の政局から中立的で無関係であるために、地理的呼称である「支那」を用いるということであった。だが、本国の返答はその意思を受け止めたものではなかった。これは7月初めの閣議決定であるが、(1)今後国号のいかにかわらず、(略式)国名として「支那」を用いること（支那国ではない）、(2)日本政府内部および他国との往復公文書をその適用範囲とすること、(3)国書・条約文などにおいて将来「中華民国」という名称を必要とする場合にはそのかぎりではないこと、などが決められたのであった^{*13}。これこそ、日本政府が公式に「支那」を用いはじめた契機であった。

1913年7月に「支那」採用が決まった当初、中華民国側から特に反応はなかったが、日本が中華民国政府を政府承認した10月6日以降になると動きがみられた。承認に際し、日本政府は大正天皇向けの上奏文では正式国号として「支那共和国」を、また中華民国宛の中国文文書では「中華民国」を使用した^{*14}。10月15日、中華民国外交部は駐日代理公使馬廷亮に対し、「支那共和国」を「中華民国」に改めさせるように訓令を与え^{*15}、同代理公使が牧野外務大臣と会見、事情説明を求めた。牧野外務大臣は、(1)「支那」が長い間日本で使われている習慣的呼称であること、(2)この件が既に「官報」掲載済であること、などを述べた。馬公使は、中国側にとって「支那」は馴染みのうすい呼称であり、同文同種の国でありながらも呼称を変えると猜疑心を生むことになるという。議論は膠着したが、その日の晩に結局、日本文では「支那共和国」、漢文では「中華民国」を用いることで妥

*12 大正2年5月19日、伊集院駐華公使ヨリ牧野大臣宛電「官印改造其他ニ関シ稟申ノ件」（日本外務省保存記録、A.6.0.0-2「各国国名及地名呼称関係雑件」2、支那之部／以下、特に断りがなければ外交文書は本史料からの引用である）、「中国国号改称問題」（『日本外交文書』昭和期Ⅰ、第一部第四卷、七、雑件4、pp.1041-1045）参照。

*13 大正2年7月11日、牧野外務大臣ヨリ伊集院駐華公使宛電「公文上支那国名決定ニ関スル件」。

*14 大正2年10月6日、上奏文。

*15 民国2年10月24日収、駐日馬代辦呈「改換支那名称由」（中央研究院近代史研究所所蔵外交部档案、03-33、184-1）。

結する*16。これが民国初年の呼称問題に関する枠組みとなった。

3. 呼称の変更——「支那共和国」から「中華民國」へ

1920年代、この呼称問題が日中間の外交懸案にはならなかったものの、この問題には二つの要素が絡み始めていた。ひとつは「支那」という呼称の使用に反対するナショナリズムの動きであり、いまひとつは「支那」そのものの範囲の変動である。特に後者については、ワシントン会議の際に China Proper (中国本土) の領域について、チャイナには「中国本土」と「宗主権の及ぶ地域」(具体的には「満洲」・チベット・モンゴル) があるという認識を諸列強が示し、中華民國全権が「みな儒仏信仰である上、黄帝の子孫である」などと根拠を述べて反駁したこともあった*17。

1930 (昭和5) 年、この「支那」問題が日中間の懸案として話題にのぼった。同年5月14日、国権回復のひとつの節目ともいえる日中関税協定が立法院を通過、16日に発効となると、外交上の成果を後ろ盾として、日本に対して「支那」の使用停止を求める動きがおこった*18。同年6月5日、国民党南京特別市執行委員会常務委員会の楊熙績ら三名が、中央執行委員会 (中執会) に対して、日本が「支那」を使用しているのは「相互尊敬之意」に欠けるので、以後呼称を改めるように日本側に要請してほしいと求めた。中執会の秘書処は、これを中央政治委員会 (中政会) に転送し、秘書長である陳立夫が以下のような「批」をつける。それは、「支那」は欧米人の使用するチャイナとほぼ同義と思われるので、政治組と外交組に調査を命じるということであった。その後、外交組から「外交部長が私的に要請するのがよく、外交方式を採るべきではない」という具申があり、陳がそれを王正廷外交部長に送付している。外交部内部での処理は不明だが、外交部は駐日汪榮宝公使に命じて私的に問題を提起させていたようである。12月24日に外交部が中政会におこなった報告によれば、最初はきちんと話を聞かなかった日本政府が「自悟無固執之必要」し、各官庁に「中華民國」を用いるように通達を出したとのことであった。1931年1月7日、陳立夫秘書長が中執会秘書処にこの件に関する文書を送付してこの一件は「解決」している*19。

また日本外務省側も比較的早い時期に対応しており、*18にあげた記事が掲載された1ヵ月後の6月10日には外務省も調書を作成、10月には外務省条約局が「徹底的解決」を目

*16 大正2年10月16日、牧野外務大臣ヨリ山座公使宛電。

*17 民国10年11月16日外交部取、院秘書長函「抄送関太平洋會議、美国對於遠東各種問題之意見說帖、請查核參考由」(中央研究院近代史研究所所蔵外交部档案、03-39、9-3)、民国10年12月25日発、美京施願王代表電「簽字応用中華民國字樣由」(同上史料、03-39、3-3)。

*18 これについては従前、『東京朝日新聞』に掲載された記事をもとにした議論が展開されてきた。それは、5月19日の国民政府委員会文書処秘書である楊熙績なる人物が記念週での演説で「支那」という呼称を非難したとされ、さらに同月27日には国民政府が外交部に発したとされる文書(「支那」と記されている文書を一切受理しないという内容)が掲載され、日本国内でも「支那」という呼称に関する議論がまきおこったということである。そしてその議論には、たとえば『東京日日新聞』の「史朗」と「実東」(じつは実藤恵秀)の論争(6月5日と8日)があった。だが、これらは報道としての事実を示しているものの、外交の場では本文に示したような状況があった。

指して動き、同月29日に幣原喜重郎外相が浜口雄幸総理に呼称変更を打診したのであった*20。そして同月31日の閣議決定によって日本文でも「中華民国」を使用することになったのである*21。この政策は幣原外相の対中宥和政策の中に位置付けることが可能である。外務省が用意した理由は、(1)政治組織に変動があっても中華民国という称号が一貫して使用されていること、(2)中華民国側で支那称号に反対する声が多いこと、(3)日本国内でも中華民国を使用する者が増えてきていることなどであった。これらはいずれも1912年に伊集院公使が「支那」使用を提起した際の理由に対応している。「中華民国」国号の採用は、まさに画期的な変化であるかのようにみえる。だが、これはじつは「正式国号」における変更を定めただけであり、略式国号については「第二段ノ問題」として「今後ノ慣行ニ委シ」^{まか}、「支那」「中華」「中国」の併用を黙認したのであった。地理的呼称に至っては、「支那」の使用は、「素^{もと}ヨリ妨ケサルモノト思考ス」という見解であった*22。だが、このような呼称の変更は、中国のマスコミに公表されなかったため、特に歓迎されなかっただけでなく、逆に日本国内で多くの反発を受けることになった。

翌1931年1月、第59議会が開かれるに際し、外務省は國務総理の演説および答弁で「中華民国」などを使用しようと意図していた。特に幣原外相自身は、亜細亜局長原稿を訂正してまで、正式国名としての「中華民国」だけでなく、略式国名としての「民国」、並称としての「日華」を使用しようと原稿に手を入れていた*23。事実、幣原外相の演説は画期的なものとなった。はじめて公的な場で「支那」なき発言があったのである。しかし、これは議場において松岡洋右の非難の的となってしまった。そしてこの抗議に対して幣原外相は突然「支那政府」という言葉を使った回答をしてしまうのである。それにしても早すぎる軟化であった*24。

こののち、外務省の姿勢にさらに大きな影響を与えたのは、「満洲国」の成立であった。問題の焦点は、清の疆域を「支那」とすることに問題はなくとも、「満洲」を除いた中華民国の領域を「支那」と呼び出せば、条約の適応範囲に異同がうまれるため、条約解釈に混乱が発生するということであった。一方で、日本の東洋史研究者たちをはじめとするアカデミズムが「満洲は支那ではない」という論陣をはったということもあり*25、条約上の問題だけで既に「支那」が通称として広まっている状況を打破することは困難であった。

*19 「照会日使改支那爲中国案」(中国国民党党史委員会所蔵、国民党中央執行委員会中央政治委員会档案、外交-17)。

*20 昭和5年月日不明「支那国名ニ関スル件」、同年10月29日幣原外相ヨリ浜口総理宛稟請「支那国号ノ呼称ニ関スル件」。

*21 昭和5年10月31日、浜口総理ヨリ幣原外相宛通知「公文上支那国号ノ呼称ニ関スル件請議ノ通」。

*22 国民の名称についても明確に定められず、「支那人」「中国人」「民国人」が併用されることとなった。これについては外務省内部でも異論があり、文化事業部長は法律的に名称を確定する必要性を主張したとされている。

*23 「支那ノ国号ニ関スル件」(亜細亜局第一課『最近支那関係諸問題摘要(第59議会用)』第2巻、昭和5年12月、外務省保存記録、議会用調査)。

*24 『衆議院議事速記録』(第59議会、『官報号外』昭和6年1月23日発行、pp.12-13および昭和6年1月24日発行、pp.5-17)。

*25 たとえば矢野[1932]。

「満洲国」建国直後、外務省は省内会議のために調書を作成、「支那」「支那国」がいまは「中華民国」と「満洲国」という二つの国家に分離し、かつての「支那」「支那国」の上に「中華民国」と「満洲国」の二国が存在するのだから、「中華民国」を「支那」「支那国」と呼ぶことには矛盾が残るという見解を示した。加えて、1930年の場合とは異なり、今次は条約文や法令も積極的に改めていこうと考えていたのである^{*26}。だが、最終的に外務省内部で1932（昭和7）年10月3日に決裁された省議案はやや原案と異なっていた。それは、正式国名として中華民国を用いることを前提として、(1)「支那」を「満洲国」建国の日である昭和7年9月14日以前の中華民国の領土とする、(2)これまでの条文は不都合がないかぎり改めない、(3)「満洲」を「支那」の一部を指す地理的名称と認めるが、「満洲」と「満洲国」の領域が重なるとは解さない、(4)「支那」は「清国」と同義である、(5)今後「支那国」なる略式国名は混乱の恐れがあるために使用しない、といったことであった^{*27}。ここでは、「支那」「支那国」が二つに分かれたという解釈はとられない。そして、「支那国」という概念を消滅させ、「清国」と同義（略式国名）であり、1932年以前の中華民国の領土を示す語としての「支那」を用いていくというのである。だが、このような外務省の決定は、国内において必ずしも受け入れられるものではなかった。枢密院が、中華民国使用に反発し、「支那」という二字を残すように命じたのである^{*28}。

1934年になると、枢密院などを中心として様々な圧力が外務省にかけられるようになった。それは、国号を「大日本帝国」（略式国号が日本帝国）、元首を「天皇」、英語標記を「ニッポン」とするようというのである。1935年には国体明徴運動の中で、外務省は自らの主張の多くを取り下げ、圧力に屈する。そこでは外務省が「中華民国」という称号を尊重しようとしたことも攻撃的となった^{*29}。「大日本帝国天皇」、この称号はこの前後に正式に誕生、戦争へと向かう中で、国民全体に行き渡っていった。そして、戦争中、対中呼称問題は複雑さを増していった。それは汪兆銘政権の成立により、この「中華民国」を尊重し、同政権との関係は「日華」と表わすようになったからである。

4. 日本の敗戦と呼称問題

日本の敗戦は呼称政策にも大きな影響を与えた。国際政治状況の変化が呼称の再調整を生んだのである。日本を占領したGHQは、「支那」という語について調査をおこない、「支那」が軽蔑の意をこめられていること、「中華民国」「中国」が相応しい用語であるということ、日本外務省や通訳等に勧告した^{*30}。連合国の指令ということもあり、官庁

*26 昭和7年9月下旬、「支那国ヲ中華民国ト改称スルノ件」。

*27 昭和7年10月3日、「満洲国ノ承認ニ伴ヒ諸法令中改正ヲ要スル件（省議案）」。

*28 昭和9年6月6日『『中華民国』ナル用語ニ付テ』『中華民国』ナル用語使用ニ決定セル事情』。および『枢密院会議事録』（74巻、昭和8・9年、pp.268-272, 382-384）。

*29 歴史学者三上参次は貴族院において国体明徴に関する演説をおこない、外務省の姿勢を非難している。『貴族院議事速記録』（第69議会、『官報号外』昭和11年5月8日発行）。

*30 Memorandum, October 7, 1947, from Glen Bruner to the Chinese Mission, Regarding the Use of the Term Sina. (POLAD DOCUMENT. Tokyo, October. 10, 1947. 国立国会図書館所蔵)

の公文書で「支那」が使用されることは殆どなくなった。戦勝国である中華民国と敗戦国日本の立場は、1947年の時点では圧倒的に異なっていた。

しかし、中華民国政府が台湾に移ると呼称問題は複雑化する。日常的には「国府」と「中共」が使用され、台湾を指して「中国」とも言えず、他方、公式の場で国交のない大陸のことを「中国」と言うわけにもいかず、「中国」という呼称はなかなか日本社会に根付かなかった。無論、外交文書レベルでは「中華民国」「中国」「中華」という言葉が使用されており、二国間は「日華」が使用されることが多かった。のちに多用される「日中友好」に対して、この時期は中華民国（国府）との関係が「日華親善」という語で表わされた。英語にすれば全く同じであるが、漢字では異なる表現となり、これが現在も継承されている。他方、戦後間もない時期から竹内好などが「支那」という語の使用をなくすべく論陣をはったが^{*31}、この運動は相応の成果があり、「中国」の使用が通常化し、現在に至っている。

外交の現場での呼称は、常に国際的な諸関係の中に位置付けられ、またそれが外交という場での国名や地域名称にかかわっていた。外交の場でのこうした決定は、学校教育やメディアを通じて「国民」へと広がっていき、領域観や対外認識へと内在化されていく側面がある。「支那」の事例は、利権獲得競争において、「中国」という言葉のもつ曖昧さもあいまって、外交の現場から多様な地域像が発信された事例であった。これを受け止める国民側の検討は今後の課題としたい。

II. 外交の現場と地域

1. 切り取られる地域——外交交渉と地域

特に19世紀後半から20世紀前半にかけて、欧米や日本の諸国は各地に植民地を設け、また時には各地に「勢力範囲」を設定した。植民地をめぐる境界線は、様々な形式的地域を創出した。こうした政治的な境界が現場の住民にとって実質的な意味をもたないことも多いのであろうが、たとえば台湾が日本に割譲され（1895年）、51年間統治されることによって台湾というまとまりが島民の間に生まれたという指摘などもあり、地域設定をする側の「眼差し」とは別のところで地域意識や地域観が生まれることもある^{*32}。

近代外交は、国境・植民地と内地・利権線など様々な境界を設定し、地域を切り取ってきた。そして、その地域がひとつの地域であったという共通認識を養成するための教育や、その地域が古来ひとつの地域として機能していたことを示すような歴史研究がおこなわれてきた面がある。「満洲は中国に含まれるのか」といったテーマなどは、恐らく当時の地域帰属問題に大変大きなかわりがあったものと想像される。

このような地域設定が交渉の場にあらわれ、そして当事者が自己に有利な地域像を示し

*31 竹内〔1954；1981〕など多数。

*32 呉〔1994〕。

た例として「満洲」が挙げられる。中見立夫はその論文「地域概念の政治性」において、日本の対外観の中に形成された地域概念を「満洲」の中に見出し、日本が自らの利害に基づき行動し、その行動範囲を設定し、勝手に地域概念を策定した経緯をたどり、それが当然ながらその地域に生活する人々とは無縁の地域であったことを指摘するとともに、さらには戦前期における日本の対アジア接近のありかたの一面を示しているとも述べている*³³。そこでの指摘は、本稿での論点にも通じ、また「満洲」と中国側の言う「東三省」「東北部」という概念が重ならないという点は、政治や外交の場に見え隠れする地域自体が重層化していることを示しており興味深い。ここでは、この中見論文の論点を一步深めるかたちで、交渉の局面での地域像の対立と調整について事例を挙げて検討してみたい。

ここで事例として取り上げたいのは「南満洲」問題である*³⁴。これは、二十一箇条条約締結(1915年)の際に日本側が提起した「南満東蒙」(いわゆる「満蒙」という地域をめぐる問題である。この「南満」にしても「東蒙」にしても、基本的に外交の現場から生まれてきた地域概念であった。「南満」は1908年の第一次日露協約で、「北満」をロシア、「南満」を日本といったように、また「東蒙」は1912年の第三次日露協約で「西蒙」をロシア、「東蒙」を日本というように利権分配した際に明確に意識された地域設定であった。このうち満洲を南北に分けるということは現地の人々にも理解されなかったが、内蒙古を東西に分けるということは清朝が現場を無視しておこなった区分を踏襲している面があり、二重に現場感覚から遠い地域設定であった。日本は1910年の朝鮮併合以来、「満鮮」という概念を捨て、次第に東蒙古への侵出をはかり、ロシアあるいは列強との間で確認された利権設定を、今度は中国との間で確定することを企図した。これが二十一箇条条約である。

交渉にあたって日本側がどの範囲を南満洲と考えていたかについては、堀川武夫が『東京日日新聞』の記事を根拠に日露協約における利権設定地域であるとしているが、これに対して李盛煥が単純な線だけで決まるのではなく、日本人の実質的な勢力範囲を示すのであり、利益線には必ずしも含まれない間島地域も実質的には含まれていると指摘している*³⁵。利益線で考えれば、吉林琿春→寧古塔南の松江江支流→ハルピン・長春の中間横断→内蒙古科爾沁の線よりも南ということになり、そして東蒙古は長城以北、南満洲以南ということになる*³⁶。では中国側はどのように考えていたのか。

中国国内では「当事者」である吉林や奉天の外交担当者が北京政府の外交部としきりに往来をおこなっていた。吉林では、朝鮮系住民にこの条約が適用されるかということがひとつの関心事であった。中華民国国籍でない朝鮮系住民が八割を占めていたとされる延吉の道尹は、日本人だとも解釈できる朝鮮系住民に条約内容が適用されるとの危惧から、南

*³³ 中見 [1993]。

*³⁴ これについては拙稿 [川島 2000] で簡単に論じたことがある。

*³⁵ 堀川 [1958]、李 [1991]。

*³⁶ 大正4年4月26日、在華日置公使ヨリ加藤外務大臣宛電 (『日本外交史料』大正4年・第3冊、第347文件、外務省、1968年)。

満洲という地名に確たる定義はあるのかと迫り、吉林省全体の外交を担当する交渉員も南満と東蒙の境界には二説あって曖昧であると問題提起をしている。また長春周辺の外交を担当する吉林交渉員は、南満洲なる地域概念は日本とロシアの利権設定の際に生まれたことを指摘し、吉林巡按使は日本の新聞などで報道されている地域設定を実際に適用すれば、南満洲に含まれるのは某県の半分とか、三分の一などと実例を挙げ、大変不便だとして実際のところいかなる行政区域が含まれるのかとする。ここでの焦点もいかに朝鮮系住民の多い地域を除外していくかということであった*37。

他方、奉天省では東蒙古との境界が焦点であった。これは東蒙古における利権設定の方が南満よりも緩かったため、いかに多くの地域を東蒙古に含めるかが問題であった。中央政府の外交部は、東蒙と南満の境界について、遼河を想定していた。しかし、奉天省政務庁の史紀常はこの遼河説に異議をとなえ、遼寧の長城を境界とするように求めた。史は、遼西が明代においても漢族の居住地であり、のちに（人の集団としての）「満洲」に占領されたのであるから、もし遼西を満洲とするならば、同じく満洲に占領された中国全土も「南満洲」になってしまうというのである。また、遼河を境界にすると上流部分が西側に折れているため、南満が拡大して不利になるので、途中までは遼河を利用し、途中から長城を境界にすべきだとも述べている*38。

これに対して北京外交部は、まず直隸省の長城以北部分が、もともと旗地であつてものに漢族が移住して官署も置かれたということを理由として、東蒙古に属しないと主張、また南満と東蒙の境界については、日露戦争時代に指定された戦場（南満が戦場とされた）に遼西が含まれておらず同地には北洋軍が駐屯した事実を挙げて、遼河が東蒙と南満の境界であると主張した*39。この内容は、吉林の言う朝鮮系住民問題、あるいは奉天の考えていたことを、うまく取り込むことができはいない。だが、「区域問題については、わが国として日本側の権利を縮小させることを考えているが、日本側は拡大しようとしている。このように両国の間では立場の違いがあるので、何を言おうとも反対に遭う可能性がある。だが、反対に遭うか遭わぬかは別にして、ともかくわが国としての意見を明確にしておかねばならない」と述べていた。

これら三者の見解に対して政事堂は、朝鮮系住民にこの条約が適用されてしまうことが最も大きな問題であるという認識を示しつつも、東蒙と南満の境界は史紀常の説である遼河・長城連接説を採用、政府見解とした*40。このうち、中央と地方の間で様々な調整がはかられたが、各方面ともに歴史的な考証を自己に有利におこなおうとした。

このような調整のさなか、日本との交渉がおこなわれた。1915年10月2日、日本公使館

*37 民国4年4月29日、外交部収延吉道尹陶彬電、民国4年5月19日、外交部収政事堂抄交長春交渉員函、民国4年5月24日、外交部収吉林巡按使函（中央研究院近代史研究所『中日関係史料 二十一条交渉・上』同所、472号文件、333号文件、485号文件等）参照。

*38 民国4年5月27日、外交部収政事堂交史紀常呈（同上書、504-3号文件）。

*39 民国4年6月3日、外交部収政事堂交説帖（同上書、534号文件）。

*40 民国4年6月4日、外交部発吉林及奉天將軍、巡按使函（同上書、537-2号文件）。

は大隈重信首相の準備したメモランダムを外交部に手交した。ここで示された境界案は、中国側を驚嘆させるのに十分すぎた。第一に、日本側は直隸省と南満洲の境界を長城に求めようとした。第二に、東蒙と南満洲の境界を(遼寧の)長城(辺柵)に求めたのであった。さらに、驚くべきことに、これまでの交渉で日本側が使用していた「満洲」を中国側が東三省と訳していたから、両者は同義であると言い出し、だからこそ南満洲は直隸省の長城までくることになることになると主張したのである*41。これに対して、中華民国外交部も、当然抗議をし、幾つもの根拠を挙げて反駁した。それによって多少は日本側の理解を得られるものの、結局のところ共通の地域観を形成できないまま条約が発効してしまうのである。

以上のように、ここで取り上げた交渉の場でたちあられる「地域」は、まさに利権設定の空間であり、双方が利害関係の中でその範囲を自己に有利に決定しようとしていた。そして、双方が自らの主張について歴史的な根拠を示していき、その地域が歴史的に形成され、広く認知されていることを以て客観性を示そうとしていた。むしろ、外交交渉の場での地域が実際の住民の生活感と重なるか否かを問われれば、それは一般に否である。しかし、このような場での利権設定が、日本人の活動範囲、あるいは税金などの面で中国人の行動の一面を決定していくことにもつながり、地域景観や地域意識の形成にかかわっていくことになろう。このような事例は、南満のみならず、中国各地の租借地、第一次世界大戦時の山東における占領区など各地で出現していたと考えられる。可変的な境界が外交の場で取引され、それが「区切り」やその中での「条件設定」に影響を与える一例である。

2. 地域的重層性と外交

筆者が研究対象とする中華民国前期(1912-27年)は、中央政府の権力が弱く中国国内に多元的外交が出現した時代であった。これは、必ずしも外交権の分裂というわけではなく、中央以外にも様々な外交主体が出現し、でありながら各主体が「中華民国」という枠を維持しつつ、中央政府は「中華民国」の代表としての位置を保持し、他方で中央と地方が連絡をとりながら、地方は地方で外交をおこなうという時代であった*42。そうした地域や地方の外交を考えるうえで、ここでは二つの事例を挙げたい。ひとつは新疆の事例であり、いまひとつは広東政府の事例である。

1910年代、新疆は中央から実質的に自立した地域であったが、それでも「省長」は中央政府により任じられる官職を権力の源としていたし、また一方で一部の案件については中央と連絡をとり、そして山東問題など全国的な問題についてはナショナリスティックな発言を繰り返していた。

1919年、アフガニスタンが独立すると、同国が国家承認を求めするために各国に使者を派

*41 民国4年11月16日、外交部収駐京日本公使館專呈(同上書、871号文件)。

*42 中国外交をめぐる「中央と地方」のモデル的検討としては呉・鄭[1995]、Segal [1994]を参照。

*43 民国9年10月23日、外交部収新疆省長咨密陳「阿富汗派員通好别有深意由」(中央研究院近代史研究所『中俄關係史料 一般交渉 中華民國九年』同所、1968年)。

遣した。中華民国に派遣された使者は二組いた。一組は北京へ、一組は新疆へと向かった(新疆には二度)^{*43}。新疆省長兼督軍楊增新は、使者到着の件を北京外交部に連絡している。それ以前、ロシア帝国の瓦解と再編の過程の中で、中央アジアでは暫定政府あるいは地方政府間の「外交」が展開されていた。既に新疆は、中央アジア諸地域との間に「通好条件」なる条約とは異なる取決をおこない、往來を管理していた。こうした秩序形成は、関税などの諸税の徴収権を個々の政権が掌握していく過程でもあった。このような地域レベルの新たな秩序形成の状況は、北京外交部も十分に把握していたが何らクレームをつけることなく、むしろ列強である英・ソなどの勢力が混着している地域に迂闊に手を出して火傷をしないためにも、こうした対応を歓迎しているようさえあった。新疆省長楊增新は、アフガニスタンとの往來について、以下のように外交部に求める。「新疆省はアフガニスタンに接している。中国とアフガニスタンとの間に通商条約はないが、それでもアフガニスタン人が新疆と通商をおこなって既に久しい。新疆に来たアフガニスタン人たちは他国人の保護を受け、通商をおこなっても納税しない。したがって、アフガニスタン人と取決を定めてから通商をおこない、それに基づいて納税させるのがよい」^{*44}。ここでは、納税という正当性の下に取決を定めることを求めている。外交部は、アフガニスタン問題を英・ソの微妙な関係の下にあると考えていたが、駐英公使顧維鈞から、アフガニスタンは少なくとも名義上は完全に独立しており、イギリスもそうした地位を尊重していると述べたこともあって、以下のような結論を導く。それは「新疆とアフガニスタンとの通商関係は比較的大きい。したがって、新疆省から使節を派遣してまず局所的な通商条件を締結するのが望ましい」^{*45}。新疆省とアフガニスタンという国家が、地域を限定した「通商条件」(条約・協定とも異なる)を締結せよというのである。これはアフガニスタンとの関係においてみられた特殊例なのであろうか。結論を先取りすれば、それは否である。当時、ロシア崩壊にともなって中央アジアの秩序が混乱し、諸政治勢力が乱立し、楊増新省長はそれらに対して中立的スタンスを維持していた^{*46}。だが、ロシア政府の拘束から離れたと自認した旧ロシア国民がロシア政府から任命されて新疆各地に駐在していた各領事の保護から離れ、納税あるいは裁判などの面で自由な行動をとるようになると、税収あるいは秩序維持の面で楊増新にとっても看過できない問題となった。楊は実効支配能力を有している各勢力と暫定的な取決を定めることで、この状況を克服しようとした。しかし、楊はこれを単独ではなく外交部と相談して定めようとしていた。そして、こうした状況はソビ

*44 民国10年6月12日、外交部收新疆省長電「阿員呈遞國書事」(同上)。

*45 民国10年6月14日、外交部發國務院秘書長、新疆楊省長電「中阿訂約事、擬致新省長 電請轉呈核發由」(同上史料)。

*46 楊増新研究としては、李〔1993〕参照。

*47 日本ではあまり使用されていないが、新疆維吾爾自治區檔案館・新疆人民出版社『新疆与俄蘇商業貿易檔案史料』(新疆人民出版社, 1994年)に、この間の新疆側の動静に関する檔案が掲載されている。他方、中央政府外交部の檔案は主に台北・中央研究院 近代史研究所檔案館に所蔵され、一部が『中俄關係史料 一般交涉 中華民國九年』(中央研究院近代史研究所編, 同所, 1968年)として公刊されている。

エト連邦がモスクワ中央で地盤を固め始めてすぐに打開されたわけではなかった。

だが、アフガニスタンとの交渉が進んでいた1920年5月から9月にかけて、楊增新と北京政府國務院・外交部との間で、新疆省とソ連との「新蘇通商条件」が審議され、最終的に9月に締結された。ここでの論点は、秩序維持、税収確保、見返りとしての華僑保護などであるが、注目すべきは中露条約の期限切れにかこつけて、不平等条約を改正し、平等条約を結ぼうと中央・地方の双方が企図していたことであった^{*47}。

中央政府・地方政府の双方が自らの正当性にかかわる重要な問題について、互いに有利な条件を提起しつつ利用しあう。これは、角度を変えてみれば、中央の力に限界があるとき、各地にサブ・システムが形成され、中央も一定の制限下でそれにかかわることによって、中華民国全体としての有機的な外交体制が維持されていたということでもある。

次に広東の事例をみてみたい。広東政府は、北京政府に反旗を翻して、1917年に広東に生まれた。この政府は、中華民国の正統政府を主張し（昨今は広州政権と呼ばれる）、やがて北伐を実行して成功したために、かつての歴史観では「正統政府」として扱われていた。その外交についてここで詳述することはできないが、『南方政府公報』などの史料を検討した結果、この政府の外交は三層構造を有していたと筆者は考えている。第一は、中華民国の中央政府としての外交である。これは正統政府であることを主張している結果である。第二は「南方」の代表である。これは、特に西南地区で発生した外交案件について、自らの任命した交渉員（時には海関監督を兼職、領事に対置した役職で、地方で交渉にあたる）に問題を処理させたりすることを指す。第三は実効支配領域に関する外交。これは第二に含めてもよいのかもしれないが、自らの任命した広東省交渉員などを通じて、広東政府自身の実効支配領域下の外交をおこなうということである。

第一の中央政府としての外交は、たとえば中立宣言・対徳興宣戦・敵産処理など第一次世界大戦への対応、そしてのちの国際連盟や山東問題への対応などが考えられるだろう。ここでは、北京政府を否定することは当然であるが、中華民国や中国としての政策内容は北京政府と一致する面が多い。また、借款の問題なども、北京政府の借款を容認しない点では明らかに自らの正統性を表現しようとしている。だが、このような外交を広東政府が広州で展開したことによって、広東が中華民国あるいは中国としての表象の中に組みこまれたという面もある。注意しなければならないのは、広東政府が全く虚像としての中央政府であったというわけではないということである。北京政府よりも実効支配領域に乏しく、また政権内部の問題も北京政府同様に山積していたが、北京政府の施策への抗議票を全国から集めるセンターとしては機能していたし、また必ずしも北京政府を非難するものでな

*48 議会をはじめ合意形成プロセスが正常していない当時、主たる政治的アクターは互いに時に数十の相手に同時に電報を打って自らの政治的意見を述べたり、呼びかけをおこなった。これを通電という。通電は主要新聞に転載され、世論形成にも深くかかわった。広東政府は、この通電送付先に必ず含まれ、また通電の主たる発出者でもあった。

くても、全国一致を示す際に欠くことのできない政治的なアクターとして国内で認知され、通電の受け皿ともなっていたことは見逃せない*48。

第二の南方（あるいは西南）の代表としての外交は、現実に関東政府を中央と認めている地方との関係の上に位置付けられる。これはいわゆる、護法省を中心とする南方系の各省で発生した外交案件を処理したり、あるいはこうした省の海関監督や交渉員を任命するということである。また、列強の中でも特にフランスとの間では、恐らくフランスが広東政府を「事実上の政府」として遇していたため、交渉員を通じた関係が成立していたようである。だが、当時の南方には北京政府系の官署もあり、ある種の二重権力状態になっていたため、南方諸省もこと外交に関しては北京政府からの電報を受理し、同じ暗号を用いて解読することが可能であった。亡命政府である広東政府も華南社会・南方社会に完全に根をおろしていたというわけではなく、西南各省としても、南北双方と連絡をとって保身をはかるのが当然であった。

第三の実効支配領域に対する外交については難しい面がある。というのも、広東省政府との関係が問題となるからである。広東省政府がその下に交渉員を置き、領事と交渉をおこなっている以上、広東政府外交部は何も手を下すことはできないし、広東省政府が強ければ広東政府の実効支配領域などそもそもなくなってしまう。だが、これを、広東政府か広東「省」政府かというちがいがいかかわらず、広州あるいは広東としての外交と置きかえれば、たとえばマカオとの国境問題・麻薬賭博問題などは、広東としての地方外交の典型である。また、華僑問題についても、国民保護という論理では第一のカテゴリーに入るのだが、それが広東出身者の多い地域からの要請ともなれば、この第三の論理の中に入ることになる。

このほか、北京政府との関係については、第一の側面については対抗関係にありながらも、ほとんど同じ政策を掲げていたため政策論争があるわけでもなく、同じ論理の下で正当性を競っていたので、中華民国全体の文明国化や近代外交、不平等条約改正の理念の発露としては同じベクトルを有していた。第二、第三の側面については、広東政府の存在が条約履行性の問題から北京政府の対外的信用度を下げたことも事実である。だが、マカオ問題などにおいては南北両政府がポルトガル政府に対しては対立しているようにみせながらも、じつは裏で情報交換をしていたということもあった*49。

新疆の事例は、中央アジアという広域的な地域とかかわりつつ、同時に中華民国の行政単位でもある「省」が、様々な国際行政（域際行政というべきか）をおこなう必要に迫られ、国家間関係とは異なるルールづくりをおこなっていくさま、そしてそれに対して中華民国の中央政府も認可を与えていくさまがみてとれたであろう。国家、あるいは中央という固定化された状況ではなく、より重層化した対外関係のありかたがここにみえる。他方、

*49 〔川島 1997〕。

広東政府の事例は、地域が地域として位置付けられるだけでなく、自らが中央であると主張しつつも、同時に南方という地域を背後にした外交、そして実効支配領域を代表しておこなう外交の三種類を自ら体现していたさまを示した。これは、重層化した外交を、ある主体がおこなう事例である。

おわりに

本稿では、「外交と地域」と題して、主に三つの側面から考察をおこなった。まず第一に、I章にて国家名称をめぐる外交過程について検討し、外交における「空間」が国家間関係や国内関係、あるいは条約文の処理などに規定されていくさまを示した。これは国際社会における規範としての国名・地名決定にかかわり、ひいては諸国民の領域観、地域秩序観などに結びついていくことになろう。第二に、II章1節にて外交交渉過程の中で利権設定範囲としての地域がいかに扱われるかを検討し、きわめて可変的な境界が様々な主体から提起され、決定付けられていくさまを示した。第三に、II章2節にて外交をおこなう単位としての地域、あるいは重層化する外交主体のありかたについて検討した。

「外交と地域」、これは難しい課題である。だが、外交をおこなう空間が国家という「地域」であれ、地方政府であれ、あるいはより広域・狭域であれ、そして国境をまたぐ地域であっても、そこに利益代表者間のやりとりが生まれ、また調整が必要とされる以上、そこに域間外交、あるいは域間行政が生まれる契機がある。そしてそうした契機が多様に存在している中で、ハードな外交をおこなう主体が弱まるとき、あるいはその主体が補完を必要とするときには、様々なサブ・アクターが新たな主体となって外交をおこなうということになる。本稿では論じなかったが、戦前期の南シナ海域などは植民地政府と広東政府に囲まれており、こうした非国家・非被承認中央政府という主体による「域際行政」が人やモノの移動を管理し、処理していたと考えられる。むろん、こうしたことを考える際には外交の再定義が必要であるが、国家の役割が相対化されている現在、「外交」のありかたも再考どころか、新しい解答を示さねばならないだろう。

他方、様々な外交主体間の調整も常に必要なプロセスとしておこなわれていたわけではないことを指摘しておかねばならない。当時は、一種の軍事力や経済力によって、時に調整を飛ばして境界が変動していたのであった。本稿では戦前期の事例を挙げたのだが、もし今後の「外交と地域」を想定するならば、地域意識や地域秩序観の調整をより慎重におこなうことが前提として想定されることは言うまでもない。

参考文献

呉国光・鄭永年

1959 『論中央—地方：中国制度転型中の一箇軸心問題』 牛津大学出版社，pp. 117-135。

呉密察（帆刈浩之訳）

1994 「台湾史の成立とその課題」 溝口雄三ほか編『周縁からの歴史』〈アジアから考える

- [3] 〉 東京大学出版会, pp. 219-242。
- 濱下武志
1994 「近代東アジア国際体系」平野健一郎編『講座現代アジア 現代アジア地域システムと国際関係』東京大学出版会, pp. 285-326。
- 濱下武志・川北稔編
2000 『支配の社会史』山川出版社。
- 長谷川伸
1992 「昭和初期国号及び元首の称号統一に関する一考察」『法政史学』44, pp. 97-118。
- 堀川武夫
1958 『極東国際政治史序説——「二十一箇条」要求の研究』有斐閣書店。
- 川島真
1995 「「支那」「支那国」「支那共和国」——日本外務省の対中呼称政策」『中国研究月報』571号, pp. 1-5。
1996 「「合衆国」再考：中国文献に依拠して」比較史・比較歴史教育者研究会編『黒船と日清戦争』未来社, pp. 70-81。
1997a 「天朝から中国へ：清末外交文書にみられる「中国」の使用例」『中国 社会と文化』12号。
b 「1920年代マカオをめぐる北京・広東両政府の外交：北京政府外交档案に依拠して」『現代中国』71号, pp. 256。
2000 「「二十一条」交渉中の「南満洲」問題——対外交渉と地域設定の一点考察」周維宏・砂山幸雄主編『世紀之交的扶抉』世界知識出版社, pp. 121-150。
- 中見立夫
1993 「地域概念の政治性」溝口雄三ほか編『交錯するアジア』〈アジアから考える [1]〉東京大学出版会, pp. 273-295。
- 野澤豊
1995 「中華民国（1912—1949）と日本——連鎖反应的な相互関係」『日本の中華民国史研究』汲古書院, pp. 9-28。
- 王爾敏
1977 「「中国」名称溯源及其近代詮釋」『近代中国思想史論』華世出版社。
- 李震
1986 「中国名称起源考」『中華文化復興月刊』19卷3期。
- 李信成
1993 『楊增新在新疆 民国元年—民国一七年』国史館。
- 李盛煥
1991 『近代東アジアの政治力学——間島をめぐる日中朝関係の歴史的展開』錦正社。
- 桜井由躬雄
1997 「地域史とは何か」『週刊 読書人』10月17日号。
- 佐藤三郎
1981 「日本人が中国を「支那」と呼んだことについての考察」『近代日中交渉史の研究』吉川弘文館, pp. 25-66。
- Segal, Gerald
1994 China Changes Shape: Regionalism and Foreign Policy, *Adelphi Paper 287*, Brassey's for IISS.
- 高田和夫編
1998 『国際関係論とは何か——多様化する「場」と「主体」』法律文化社。
- 竹内好
1954 「「中共」と呼ぶのを止めよう」『朝日新聞』（8月1日）。
1981 「まず正確な呼び方から」『竹内好全集』11巻。
- 山口修
1995 「天皇称の系譜」『アジアのなかの日本』仏教大学総合研究所。
- 矢野仁一
1932 「満洲の支那主権説の無根拠」『外交時報』64 (699), pp. 54-68。